



令和 6 年度彩の国だよりデザイン・レイアウト及びデータ制作等業務
企画提案用作品の記事内容及びレイアウトについて

1 特集記事（1 ページ目（表紙）～ 3 ページ目）

○ 記事内容は記事 1 のとおり

○ 「令和 6 年度埼玉県広報紙「彩の国だより」デザイン・レイアウト及びデータ制作等業務企画提案募集要項」、下記注意事項をもとに作品を制作すること。

○ 注意事項

(1)  は見出し、 は小見出し。

(2) 文字の大きさは自由。

(3) タイトル、リード文、キャプション、本文、見出しについては縦書き、横書きどちらでも可。

(4) 県提供画像の記事に合う自由な場所にレイアウトすること。トリミング等の加工は自由。提供した写真は本目的以外に使用しないこと。なお、提供した写真をすべて使用する必要はない。

(5) 画像やイラストは、自社で調達したものを使用してもよい。自社で調達する場合は実際に彩の国だより 5 月号紙面及び県ホームページ等に掲載可能な画像やイラストを使用する。

※県が提供する画像は実際の 5 月号を作成する段階で差し替えとなることがある。

(6) 「特集記事に関連する知事のコラム」など、知事を紙面に登場させること。

※コラムの場合は文字数を 800 字程度とするとともに、知事の署名（揮毫）を掲載する。

※コラム以外の場合は文字数の提案も行う。

※文字は、「●●●●」などのダミーの文字を入れ込み、レイアウトの雰囲気分かるようにする。

別紙 3

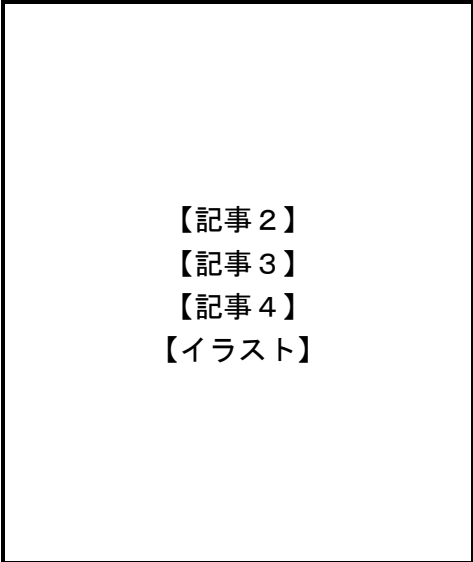
2 県政版・魅力発信小記事の記事内容

- 記事 2～4、「令和 6 年度埼玉県広報紙「彩の国だより」デザイン・レイアウト及びデータ制作等業務企画提案募集要項」、下記レイアウト・注意事項をもとに作品を制作すること。

- 記事 2～4
記事の内容は記事 2～4 のとおりとする。
各記事の大きさ、配置の順番等は各社で検討すること。

- イラスト
洪沢栄一のイラスト絵 1 点を自社で作成し、掲載すること。

- 紙面レイアウトは以下のとおり
各記事の大きさ、配置の順番等は各社で検討すること。



【記事 2】
【記事 3】
【記事 4】
【イラスト】

○ 注意事項

【記事 2～4】

- (1) は見出し。
- (2) タイトルについては、読みやすくデザインすること。
- (3) 記事 2 については、県提供画像を記事に合う自由な場所にレイアウトすること。トリミング等の加工は自由。提供した写真は本目的以外に使用しないこと。なお、提供した写真をすべて使用する必要はない。
- (4) 記事 3、4 については、イラストを記事に合う自由な場所にレイアウトすること。
- (5) 縦書き、横書きどちらでも可。文字の大きさも自由だが、小さすぎて読みにくくならないように注意すること。